

「山荘風の杜」宿泊約款

(総則)

- 第1条 (株)風の杜が設置した「山荘風の杜」を運営することに際して、宿泊約款を定める。
- 2、「山荘風の杜」のご利用に関する契約は、この約款に定るところによるものとし、この約款に定められていない事項については、法令または、慣習によるものとする。
- 3、当「山荘風の杜」が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じた時は、前項の規定に関わらず、その特約が優先するものとする。

(宿泊契約の申込)

- 第2条 当「山荘風の杜」に宿泊契約の申し込みをしようとする方は、次の事項を当「みのお山荘風の杜」に申し出ていただきます。
- (1) 宿泊者の氏名、住所、電話番号、性別
(2) 宿泊日、泊数、人数、年齢、及び到着・出発予定時刻
(3) その他、当「山荘風の杜」が必要と認めた事項

(宿泊契約の成立)

- 第3条 宿泊契約は、当「山荘風の杜」が前条の申し込みを承諾したときに成立したものとす。

(宿泊契約締結の拒否)

- 第4条 当「山荘風の杜」は、次に掲げる場合において、宿泊契約に応じないことがあります。
- (1) 宿泊の申し込みがこの約款によらないとき。
(2) 満室により客室に余裕がないとき。
(3) 宿泊しようとする方が、宿泊に関し、法令の規定または公の秩序若しくは、善良の風俗に反する行為をする恐れがあると認められるとき。
(4) 宿泊しようとする方が、伝染患者であると明らかに認められるとき。
(5) 宿泊に関し合理的な範囲を越える負担を求められるとき。
(6) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。

(宿泊客の契約解除権)

- 第5条 宿泊客は、当「山荘風の杜」に申し出て、宿泊契約を解除することができる。
- 2、当「山荘風の杜」は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部または、一部を解除した場合は、別表のキャンセル料規定によりキャンセル料を申し受けます。ただし宿泊客が宿泊契約を解除した時のキャンセル料支払義務について、当「山荘風の杜」があらかじめ宿泊客に告知したときに限ります。
- 3、宿泊客が連絡しないで、宿泊当日の午後8時(あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客より解除されたものとみなし処理することがあります。

(「山荘風の杜」の宿泊契約解除権)

- 第6条 当「山荘風の杜」は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。
- (1) 第4条第3号に該当するとき、もしくは、同行の行為をしたと認められるとき、または、同条第4号、第5号に該当するとき。
(2) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
(3) 寝室での寝たばこ。消防設備に対するいたずらその他、「山荘風の杜」が定める利用規則の禁止事項に触れるとき。
- 2、「山荘風の杜」が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がまだ提供を受けていない宿泊サービスの料金はいただきません。

(宿泊の登録)

- 第7条 宿泊客は、宿泊当日当館のフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。
- (1) 第2条第1号から第2号までの事項
(2) その他、「山荘風の杜」が必要と認めた事項
- 2、宿泊客が、第10条の料金の支払を宿泊券等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ前項の登録時にこれらを呈示していただきます。

(客室の使用時間)

- 第8条 宿泊客が、当施設の客室を使用できる時間は、午後4時から翌日午前10時までとします。ただし連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。
- 2、「山荘風の杜」は前項の規定にかかわらず、同行に定める時間以外の時間の客室の使用に応じます。この場合には別途利用料金を申しあげます。

(利用規則の遵守)

- 第9条 当施設の利用に関しては、本約款及び、「山荘風の杜」が定めた利用規則に従っていただきます。

(料金の支払い)

- 第10条 宿泊客が支払うべき宿泊料金等は、通貨又は、「山荘風の杜」が認めた宿泊券(これに代わり得る方法)により、宿泊客の出発の際又は、当施設が請求したとき、フロントにおいて支払っていただきます。
- 2、当施設が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

(「山荘風の杜」の責任)

- 第11条 「山荘風の杜」は本約款及びこれにより関連する契約の履行に当たり、又は、それらの不履行により宿泊客に損害を与えたときはその損害を賠償します。ただし、それが「みのお山荘風の杜」の責めに帰するべき事由によるものでないときは、この限りではありません。
- 2、宿泊客が当施設の駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託のいかんにかかわらず、車両の管理責任まで負うものではありません。

(契約した客室の提供ができないときの取扱)

- 第12条 「山荘風の杜」は宿泊客に契約した客室を提供できない時は、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件によるほかの宿泊施設を斡旋するものとする。

(宿泊客の責任)

- 第13条 宿泊客の故意又は過失により、「山荘風の杜」が損害を被ったときは、「山荘風の杜」に対し、その損害を賠償していただきます。

(準用)

- 第14条 本約款に定める事項については、当日ご利用の場合においても準用するものとします。

(別表)

■キャンセル料

	2週間前	1週間前	前日	当日
10名以下	0%	20%	50%	100%
11名以上	10%	30%	70%	100%

※状況により減額する 例:平日で他に空室がある場合、ご不幸の場合